

記入例

産業廃棄物搬入届出書 附属書

・処分料金

産業廃棄物の種類	処分費用単価
燃え殻	1 kgにつき 15円50銭
ばいじん	
鉱さい	
汚泥（建設汚泥を除く）	
廃石膏ボード	
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくず、がれき類 建設汚泥	1 kgにつき 13円

- ・南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の処分方法は埋立処分です。
- ・施設の処理能力は埋立容量が4,291,000m³で面積が16.4haです。
- ・流動性がない性状のもので、性状変化を起こさない産業廃棄物を搬入します。
- ・他の廃棄物との混合により支障を生じない産業廃棄物を搬入します。
- ・搬入期間中に、搬入を届け出た廃棄物の性状等の情報に変更があった場合は事前に文書で報告します。
- ・搬入完了時に運搬者が計量伝票を受け取ることをもって処分の終了の報告とします。
- ・万一、届出を取り下げる事態が生じた際に、処分が完了していない産業廃棄物がある場合は引き取ります。

・搬入する廃棄物を取り扱うに当たって注意すべき事項

1

石綿含有産業廃棄物があります。

2

石綿建材除去事業（特定粉じん排出等作業）で発生した廃石綿等ではありません。

・搬入廃棄物が廃棄物になる前の商品名、発生工程、材質など

3

建屋解体時に発生する天井スレート、壁石膏ボード
床舗装を剥がしたインターロッキングブロック（色付きのためリサイクル不可）
水道管撤去に伴う塩ビ管

・搬入廃棄物の数量根拠

4

天井スレート：幅1m×長さ2m×厚さ0.005m×比重1.5×20枚=0.3t
石膏ボード：幅1m×長さ2m×厚さ0.010m×比重0.7×20枚=0.28t（浮遊しないことを確認済）
インターロッキング：1.3kg/個×35個=45.5kg=0.0455t
塩ビ管：7kg/m×10=70kg=0.07t

自社搬入します。

5

下記のいずれかに該当します。

6

- 公共工事であり、同一工事で届出書を提出したことがあります。
- 公共工事以外であり、今年度内に届出書を提出したことがあります。

搬入番号：

7

届出書及び届出書添付書類の内容と搬入物の内容に相違はありません。

附属書の記入方法

前ページの記入例と以下の対応する番号を参考に記入してください。

- ① 搬入物を取り扱う際の注意事項を記入してください。
例) 飛散しやすい、肌に付着すると危険等
- ② 搬入物が石綿含有廃棄物である場合にレ点を入れてください。その場合、廃石綿等でないことを確認のうえ、二行目にもレ点を入れてください。
- ③ 搬入物がどのようなものか具体的に記入してください(例えば「廃プラスチック」ではなく、「既設塩ビ管の撤去物」などと記入)。また、インターロッキングブロック、コンクリートがらなど広くリサイクルされているものについて、リサイクルできずに搬入する場合は、**リサイクル不可の旨を記載**してください。
- ④ 数量根拠は「(体積計算)×(単位体積当たりの比重)」、「(単位量当たりの重量)×(数量)」、「実績値」又は「設計書記載数量」等、算出方法が分かるように記入してください。比重が1以下の場合は、水中に投じて浮遊しないことを必ず確認し、その旨を記載してください。
- ⑤ **収集運搬委託の有無に関わらず**、自社運搬する廃棄物がある場合はレ点を入れてください。
- ⑥ 受入上限に達していないことの確認のため、該当する場合は記入して下さい。
- ⑦ 内容を確認したうえで、必ずレ点を入れてください。